

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 一般乗用旅客自動車運送事業取扱基準

村からの受託事業及び単独で実施する一般乗用旅客自動車運送事業（ケア輸送サービス）を適正かつ円滑に行うため、次のとおり取扱い基準を定める。

- (1) 利用者の範囲
利用者の範囲は関東運輸局長の許可を受けた条件に該当する者
 - (2) 輸送の範囲
村から受託するケア輸送サービスの提供は原則介護保険法における「要支援者」の通院とする。ただし、(1)に該当する者の生活環境等を総合的に勘案し、必要があり適当と認められる時は、3ヵ月に1回を目安に他の目的に提供することができる。社協単独で提供するケア輸送サービスは特段輸送の目的は問わない。
 - (3) 輸送の区域
輸送の区域は関東運輸局長の許可を受けた区域
 - (4) 運賃の計算
運賃は利用者の乗車から降車までの時間を基本とし、関東運輸局長の許可を受けた金額で計算する。
 - (5) その他
外出付き添いサービス
ケア輸送サービスに係る外出先での付き添いを目的とするサービスで、60分以内で提供する。ただし、30分単位を基本とするケア輸送サービスの運転時間に余りがある場合はその時間の範囲内において無料でサービスを利用することができる。
- 例：運転時間が往復15分の場合 無料で15分の付き添い
 運転時間が往復35分の場合 無料で25分の付き添い

《外出付き添いサービス利用料表》

区分	提供時間	利用料（一般世帯）	”（生活保護世帯）
I	0分～15分	100円	無 料
II	15分～30分	200円	
III	30分～60分	500円	

附 則 この基準は、平成19年6月1日から施行する。